

取扱区分:「公開」

第34回周南市都市計画審議会

議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております
(発言そのものの記載ではありません)

令和3年3月22日(月) 14時00分～
周南市役所 シビック交流センター 交流室1

第34回都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月22日（月） 14時00分～
- 2 開催場所 周南市役所 シビック交流センター 交流室1
- 3 出席委員 目山直樹会長・坂本勲委員・佐野弘委員・江崎加代子委員・
佐々木照彦委員・中村富美子委員・福田吏江子委員・細田憲司委員・
田村尚志委員・松本幸司委員・長岡克典委員（代理 岡本勲）・
田中義啓委員・内山浩昭委員・内山美保委員・宮川柚菜委員
- 4 欠席委員 宮本治郎委員・佐伯哲治委員・山下敏彦委員・水谷公威委員
- 5 出席幹事 都市政策課長 原浩士 ・ 課長補佐 岸村功二
- 6 事務局 都市整備部長 有馬善己
都市整備部次長 高瀬文三郎
都市政策課 係長 原田修司・松岡哲也
- 7 関係人 公園花とみどり課長 河村直
公園花とみどり課 重國史朗・守田香奈枝・赤松透
- 8 傍聴者 傍聴定員10名のうち傍聴者0名
- 9 議題及び内容
① 周南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の改訂について
- 10 その他
- 11 議事の要旨

開会14時00分

開会宣言

委員の定数報告

諮問案件の審議経過

部長挨拶

委員紹介

(会長)

それでは、ただいまより審議に入りますが、お手元の議事次第に従い進めてまいります。

初めに議事録の署名人についてお諮りしたいと思います。議事録の署名委員を佐野委員と内山委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、佐野委員、内山委員、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、ただいまから審議に入ります。

報告事項、周南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の改訂について報告を受けたいと思います。まず、周南市都市計画マスタープランの改訂についてご説明を受け、その後、ご質問を承りたいと思います。その後、緑の基本の説明を受けご質問等に移ります。

それでは、最初に周南市都市計画マスタープランの改訂についてご説明をお願いします。

(幹事)

それでは、都市計画マスタープランの方から、ご説明しますのでスクリーンをご覧ください。

最初に、これまでの経緯についてご説明します。

前回、書面にて開催しました本審議会では、素案を作成するにあたり、7名の委員の皆様から計27件のご意見をいただき、そのうち9件の意見を反映、6件の軽微な修正を行いました。その後、改訂素案のパブリックコメントを2月8日から3月10日まで実施し、期間中に3名の方から計65件のご意見をいただき、そのうち2件の意見を反映、9件の軽微な修正を行い、本日、改定案の取りまとめを行いました。

それでは、現行計画について簡単にご説明します。

本市は、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の合併により平成15年4月に周南市とな

りました。その後、平成20年6月に「周南市都市計画マスタープラン」及び「周南市緑の基本計画」を策定しております。

この度、改訂します「周南市都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に基づき都市計画区域マスタープランに即し、住民に最も近い立場にある市が、市全域及び地域別の目指すべき将来像を示し、都市計画の基本的な方針を定めたものです。

また、「周南市緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条により市全域及び地域別の目指すべき緑の将来像や緑化の目標、それを実現するための施策に関する事項を定めたものです。

策定時の主な特徴として、合併後のまちづくりの指針や本格的な人口減少社会・少子高齢社会を見据えた計画を定めております。

次に、この度の改訂の背景について、前回の書面開催時にも資料として配布させていただいていますが、改めましてご説明いたします。

大きく分けて、3点ございます。

1点目は、「(1) 現行計画の目標の中間年次を迎える」といたしまして、現行計画は、平成20年の策定から、概ね20年後の令和10年、2028年を目標としたものであり、目標の中間年次を迎え、2028年を見据えた改訂が必要となっているためです。

2点目は、「(2) 上位・関連計画も目標年次を迎え改訂が進む」といたしまして、上位計画の「第2次まちづくり総合計画後期基本計画」が昨年度策定され、前回の審議会でご審議いただきました、都市計画区域マスタープランが、県の審議会を経て12月に変更されております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほか、集約型まちづくりを進める立地適正化計画を策定したことから、これらの計画に整合する形で改訂が必要となります。

3点目は、「(3) 社会経済情勢やまちづくりの状況が大きく変化している」といたしまして、策定時の平成20年から本市を取り巻く社会経済情勢や国の動向も大きく変化し、本市のまちづくりも進展したことから、これらの変化を踏まえた改訂が必要となっております。

次に、改訂にあたっての基本的な考え方ですが、まず、今回の改訂では、本計画の構成や「目標年次」「基本理念」「基本姿勢」「基本目標」については踏襲しています。(1)として上位計画である「第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画」や「都市計画区域マスタープラン」に整合させ、「立地適正化計画」など関連の深い計画の内容を反映させています。

また、(2)として社会経済情勢やまちづくりの潮流の変化の反映として、集約型まちづくりへの対応、災害・気候変動に対応した都市づくり、スマートシティなど、この約10年の変化を反映させています。

そして、(3)として各種統計データの更新や都市計画事業等の施策の反映、新たな施策の位置付けなどの時点修正を行っています。

次に、周南市都市計画マスタープランの構成についてご説明します。

本計画は、第1章～第6章で構成されています。

「第1章 都市計画マスタープランとは」では、本計画の目的、上位計画等との関係、計画策定の流れなど、この計画の基本的な役割を示しています。

「第2章 上位計画等と現状」では、本市の都市づくりに関わる上位の計画と、人口や各種施設等の都市の現状を整理しています。

「第3章 都市づくりの目標」では、本市の都市づくりの主な課題や都市づくりを進める上で前提となる考え方や思い、目指すべき将来の都市のイメージといった、基本的な方向を示しています。

続いて、「第4章 都市づくりの基本方針」では、本市全体の都市づくりの基本方針を、土地利用、市街地・住環境、都市施設、自然環境・都市環境、都市景観、都市防災等の分野別に定めています。

「第5章 地域別構想」では、本市を7つの地域に区分し、地域別にまちづくりの基本方針を、土地利用、都市施設、自然環境、都市景観等の分野別に定めています。

「第6章 実現化方策の検討」では、第4章や第5章で示した将来像を実現するための主な施策等を示しています。

以上がこの度改訂します都市計画マスタープランの主な概要、構成になります。

次に、前回、書面で開催しました、第33回都市計画審議会でもいただいた主なご意見と市の考え方についてご報告します。

意見提出者7名、意見総数27件、そのうち計画に反映させたものは9件、軽微な修正をしたものは6件、考え方を整理し、示したものは12件ございました。

続きまして、お配りしました資料①及び資料③をご覧ください。

資料①は、第33回都市計画審議会の結果報告として、送付させていただいた「素案に対する意見の要旨と市の考え方」と同じもので、グレーで網掛けしている部分が計画に反映させたものです。資料③は、新旧対照表になっており第33回都市計画審議会以降に修正したものを朱書きにて記載しております。

それでは、計画改訂素案に反映させた9件の中から、主なご意見と市の考え方を抜粋してご説明します。

資料①の6番、「今後の都市計画の課題は新規事業よりも施設の老朽化に伴う維持管理ではないか」とのご意見をいただき、維持管理や更新を計画的に進めていくことなどを追記しました。記載内容につきましては、資料③新旧対照表5ページの54番にお示ししていますとおり、改訂案99ページの18行目に追記しています。

続きまして、11番、「第2次周南市まちづくり総合計画 後期基本計画の内容と合致しているか。都市計画マスタープランとの整合性をより具体的に示してほしい。」のご意見をいただきました。改訂案には、第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画の内容及

び都市計画区域マスタープランの内容と整合を図り、第4章都市づくりの基本方針、第5章地域別構想に内容を反映させた旨を記載しました。こちらは新旧対照表1ページの5番にお示ししていますとおり、改訂案4ページの5行目に記載しています。

続きまして、19番「公共交通に関わる事項について、都心地区と郊外縁辺、さらに山間地域などで公共交通の利用に格差があり、都心の都市機能を周辺地域の住民が享受するためには、移動の確保が課題であるため、都心地区への機能誘導とリンクした公共交通の充実・強化について、記述すべき。」とのご意見をいただき、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通の充実・強化について追記しました。こちらは、新旧対照表5ページの52番にお示しする、改訂案98ページの9行目及び新旧対照表5ページの57番にお示しする、改訂案101ページの12行目のとおり、記載の変更、追加をしています。

続きまして、22番「“島しょ部、海岸線”でなく、“太華山”を特記すべき。市のランドマーク的存在を外してはならない。」とのご意見をいただき、太華山について追記しました。こちらは、新旧対照表5ページの62番にお示ししていますとおり、改訂案116ページの15行目に追記しています。

続きまして、24番「今後、高齢者の比率が増えることを考えると特にお年寄りの移動手段が急速に変化する可能性が考えられる。」とのご意見をいただき、移動手段について考え方を追記しました。こちらは、新旧対照表5ページの53番でお示しする、改訂案99ページの12行目及び新旧対照表6ページの65番にお示しする、改訂案123ページの14行目のとおり記載を追加しています。

これらのご意見や軽微な修正を加え、改訂素案に反映させ、委員の皆様へ周知するとともに、パブリックコメントを実施しました。

スクリーンをご覧ください。

次に、2月8日から3月10日まで実施しましたパブリックコメントで市民の皆様からいただいたご意見と市の考え方についてご説明します。

意見提出者3名、意見総数65件、そのうち計画に反映させたものは2件、軽微な修正したものは9件、考え方を整理し、示したものは54件ございました。

続きまして、お配りしました資料②をご覧ください。

資料②は、この度実施しましたパブリックコメントでいただいた、改訂素案に対する意見の要旨と市の考え方の一覧表で、グレーで網掛けしている部分が計画に反映させたものです。

それでは、計画に反映させた2件についてご説明します。

まず、18番「福川駅周辺、戸田駅周辺、ソレーネ周南周辺は当プランでどのような位置づけとなっているか。」とのご意見をいただき、「将来都市構造」につきましては、「周南市立地適正化計画」と整合を図っており、こちらは、新旧対照表4ページの43、44番にお示ししていますとおり、改訂案75ページの17、18行目に「生活拠点」に交通結

節点周辺を追記し、変更しております。

続きまして、29番「今後の都市計画運営上重要な位置を占めるだろう施設等の精査について。」ご意見をいただき、こちらは、新旧対照表6ページの74番にお示ししてありますとおり、改訂案148ページの17行目(2)まちづくり基本方針に道の駅「ソレーネ周南」について記載しました。

以上の点が都市計画マスタープラン改定案の主な変更箇所になります。

最後に、今後のスケジュールについてですが、「都市計画マスタープラン」の改訂を本審議会後の3月末を予定しており、その後、山口県への通知等、手続きを経て公表を予定しています。

以上で、周南市都市計画マスタープラン改定案の説明を終わります。

(会長)

ご説明ありがとうございました。

今、幹事から説明がありましたが、ご質問がありましたらお願いします。

なお、議事録の作成上、ご意見、ご質問の際にはお名前を告げられて、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

パブリックコメントの意見の提出者は3名でしたが、意見の数としては65件も出ており大変良いことだと思います。関心の高さが窺えました。

そこで、どのような方が意見を出されたか事務局でわかりますか。

(会長)

今の質問について、パブリックコメントで意見を出された方の属性を知りたいという確認ですか。

こういうことは、パブリックコメントの最終時にどの程度まで把握して公表する前提になっていますか。公表する前提になっていなければお答えしにくいところがありますが、幹事の方からお答えください。

(幹事)

パブリックコメントの実施結果は最終的に公表しますが、属性が特定できる公表はしていませんので、ここでは申し上げられません。申し訳ございません。

(会長)

ありがとうございました。

意見の数が多いということで、評価をしていただいております。ただ、計画案が修正になるような意見が2件と限られており、都市計画マスタープランに関する意見というよりは、政策に関する意見や市政全般に関する意見が多いということが、私の率直な感想です。他にご意見ございませんでしょうか。

(会長)

ご意見がないようなので、ここまでとさせていただきますよろしいでしょうか。

この度の報告は前回、書面開催ではありましたが、都市計画審議会を経ているものです。

委員の皆様には、前々回の都市計画審議会で県の都市計画区域マスタープランの改定の審議から、この話題に関する意見を伺っており、都市計画区域マスタープランとの整合を確認しています。また、書面開催の前回審議会での意見やパブリックコメントでの意見の検討の中で、都市計画マスタープランそのものに関するご意見と、政策全般に関するご意見の仕分けが難しいところではありましたが、皆様から忌憚のない意見をいただいておりますので、よろしければ都市計画マスタープランの改訂についての報告については、確認をしたということで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(会長)

ご了解いただいたということで、次の報告に移りたいと思います。

続いて、周南市緑の基本計画の改訂についてご説明をお願いします。

(公園花とみどり課長)

続きまして、「周南市緑の基本計画の改訂」についてご報告いたします。

スクリーンをご覧ください。

最初に、これまでの経緯についてご説明します。

前回、書面にて開催しました本審議会では、素案を作成するにあたり、8名の委員の皆様から計34件のご意見をいただき、そのうち6件の意見を反映、6件の軽微な修正を行いました。その後、改訂素案のパブリックコメントを2月8日から3月10日の期間に実施しました。期間中に2名の方から計57件のご意見をいただき、そのうち3件の意見を反映、6件の軽微な修正を行いました。そして本日、この改訂案をとりまとめましたので、ご説明させていただきます。

それでは、緑の基本計画についてご説明します。

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づく、「緑地の保全及び緑化の推進に関す

る基本計画」です。環境問題への関心の高まりや、快適でうるおいのある都市環境形成のため、緑の保全や創出に関する長期的な方針が必要となったことから、平成20年6月に「周南市緑の基本計画」を策定いたしました。

計画期間は、平成20年度から令和10年度までの概ね20年間となっており、水と緑の美しいまちの実現に向け、公民一体となって緑とオープンスペースの保全・整備・管理・活用を計画的に進めることを目的として、このたび「周南市緑の基本計画」を改訂することとなりました。

次に改訂の背景について、ご説明いたします。

都市計画マスタープランでもご説明いたしましたとおり、平成20年6月に策定した現行計画は、目標の中間年次を迎えており、令和10年の計画目標年次を見据えた改訂が必要となっています。

また、「上位・関連計画との整合や反映」、「緑をとりまく社会経済情勢の変化」を踏まえた改訂も必要となっています。特に、平成29年には都市公園法、都市緑地法の一部が改正されており、緑の質の向上や、緑を通じたまちづくりといった新たな視点を踏まえた改訂が必要です。

そのほかにつきましては、都市計画マスタープランの説明とほぼ同じ内容となりますので、詳細は割愛いたします。

次に改訂にあたっての基本的な考え方についてご説明します。

緑の基本計画においては、緑が果たす役割として「環境保全」「景観形成」「レクリエーション」「防災」の4つの要素を挙げており、改訂にあたってこれらに配慮した計画とすることが重要です。

また、今回の改訂では、計画の構成や目標年次、計画のテーマとなる基本理念、緑の将来像、5つの基本方針、10の基本方向については踏襲しています。

そして、緑のまちづくりの進展の反映として、各種統計データの更新や公園・緑地事業の進捗状況、新たな施策の位置付けなどの時点修正を行っています。

次に、「緑の基本計画」の各章の内容と主な構成についてご説明いたします。

「第1章 緑の基本計画とは」においては、緑の基本計画を策定する背景や目的、緑の役割について示しています。改訂におけるポイントについても、第1章にて示しています。

「第2章 周南市の緑の現状と課題」では、緑の基本計画の前提として、周南市の緑の特性や課題について整理しており、周南市の現在の緑の量や状態について時点修正を行っています。

「第3章 緑の都市づくりの目標と方針」では、本計画の基本的な考え方を示しており、基本理念や緑の将来像、基本方針、緑地の目標水準については現行計画を踏襲しています。

「第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策」では、5つの基本方針及び10の基本方向に基づき、具体的な施策の内容や実績について示しています。

「第5章 緑化重点地区」では、特に緑化を推進する地区として「緑化重点地区」に定めている、永源山公園周辺、中心市街地周辺、周南緑地周辺の3地区について、各地区の課題や重点的に進める緑化の方針や施策を10の基本方向ごとに示しています。

「第6章 地域別緑の配置方針」では、周南市を7つの地域に区分し、地域の個性を活かした緑の配置の方針について、10の基本方向ごとに示しています。

以上がこの度改訂する「緑の基本計画」の各章の内容と主な構成になります。

次に、前回開催いたしました、第33回都市計画審議会でもいただいた、主なご意見と市の考え方についてご報告します。

第33回都市計画審議会は書面開催となりました。委員の皆様からいただいたご意見は34件あり、このうち、計画へ反映したものが6件、軽微な修正をしたものが6件、考え方を整理し、示したものが22件でした。計画へ反映した6件について、資料④及び資料⑥を用いてご説明します。

資料④及び資料⑥をご覧ください。

資料④は、第33回都市計画審議会の結果報告として送付させていただいた、「素案に対する意見の要旨と市の考え方」と同じもので、グレーで網掛けしている項目が計画に反映させたものです。資料⑥は新旧対照表で、前回の都市計画審議会以降に修正した箇所を朱書きで記載しています。

まず資料④の3番、「オープンスペースという表現が、いろいろな要素を含むので用語解説が有るものの分かりづらい」とのご意見をいただきました。「オープンスペース」は建物等に遮断されない空間であり、「緑とオープンスペース」は都市公園や森林・河川・道路・公共施設の空地・民有地の樹木等を包括する概念として位置づけられ、緑の基本計画においては幅広い意味の「緑地」とほぼ同義であると定義しています。これを踏まえ、資料⑥新旧対照表8、9番で示していますとおり、「緑とオープンスペース」という語句を「緑地」と併記することとし、改訂案7ページの図のタイトル及び図中の語句を修正しています。

続きまして9番、「緑の育成は脱炭素社会に貢献するので、カーボンニュートラルの字句を入れてはどうか。」のご意見をいただきました。関連計画である周南市環境基本計画では、基本方針に低炭素社会の実現が位置づけられており、整合を図るために「低炭素社会の実現」の表現としています。こちらは資料⑥新旧対照表5番で示していますとおり、改訂案2ページの6行目から記載内容を変更しています。

続きまして10番、「『周南市の島しょ部は瀬戸内海国立公園に指定され、太華山には鼓海の森がある』との表現が、国立公園に関し、誤りや不適当な記述例である」とのご意見をいただき、「瀬戸内海国立公園」に関する記載について、太華山を含んだ内容へ修正いたしました。こちらは新旧対照表の17番で示していますとおり、改訂案32ページの9行目の記載内容を修正しています。

続きまして17番、「健康遊具のことが示されているが、「地域住民に身近な存在として、

気軽に簡単な体操や運動等ができるように施設の管理に努めます」とあり、この文言では健康遊具の設置拡充は無いように思える。健康遊具の管理だけでなく、ないところには設置していくという字句を挿入して欲しい。」とのご意見をいただきました。緑の基本計画における方針として、街区公園等の身近な公園においては、少子高齢化の進行による地区の人口構成の変化等により、地域の特性やニーズに合致した公園づくりを進めることとしており、これを踏まえて本文を修正しています。こちらは新旧対照表の27番で示していますとおり、改訂案64ページの16行目の記載内容を修正しています。

続きまして28番、「ゆめ花博の成果を活かしたまちづくり活動支援事業の施策の概要で「得られた成果」とは何か。実績として今後の協働を推進するために具体的に記載したほうがどのようなものかイメージしやすいのではないか。」とのご意見をいただきました。

山口ゆめ花博の成果として、山口県より示されたのは、(1)花と緑を活かした地域づくり・まちづくりの推進、(2)県民活動の活発化と人材育成、(3)公園等の地域資源の新たな利活用の3つの視点です。

これらの視点を1つ以上取り入れた活動について補助金を交付しており、実績については令和2年度の補助金交付対象事業数を追記しました。こちらは新旧対照表の30番で示していますとおり、改訂案107ページ(1)の施策概要に記載を追加しています。

続きまして29番「【基本方向⑩】(3)緑や環境に関する学習施策の概要に実績を示してほしい。」とのご意見をいただき、講習会の開催数や樹木名板の設置公園数などの実績を追記しました。こちらは、新旧対照表31、32、33番で示していますとおり、改訂案112ページ(2)(3)の施策概要に記載を追加しています。

これらのご意見や、軽微な修正を改訂素案に反映し、委員の皆様へ周知するとともに、パブリックコメントを実施しました。

スクリーンをご覧ください。

次に、2月8日から3月10日まで実施しましたパブリックコメントで市民の皆様からいただいたご意見と市の考え方についてご説明します。

この度実施しましたパブリックコメントでは、2人の方から合計57件のご意見をいただきました。このうち、計画へ反映したものが3件、軽微な修正をしたものが6件、考え方を整理し、示したものが45件、対象外のものが3件となりました。計画へ反映した3件について、資料⑤及び資料⑥を用いてご説明します。

資料⑤及び資料⑥をご覧ください。

資料⑤は、パブリックコメントでいただいた、改訂素案に対する意見の要旨と市の考え方の一覧表です。

まず資料⑤3番、「『地球規模では』と言う表現は不要不適切。ヒートアイランド現象は地域の問題、『温室効果ガスの吸収源』は『二酸化炭素の吸収源』の方が事実を伝えていると思うし、地域で行っていることが結果として地球規模の話となっている、と感じる。」と

のご意見をいただきました。

ご指摘のとおり、ヒートアイランド現象は都市部で抱えている問題であり、緑は、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の吸収源である、ということを踏まえ、本文を修正いたしました。こちらは新旧対照表 6 番で示していますとおり、改訂案 5 ページ上段左①の記載内容を修正しています。

続きまして 4 番、「都市・地域の防災性の向上の記述があるが、現在は「災害を防ぐ」のではなく「災害は防ぎきれないので発生時の被害を減らす」という視点もある、と聞いている。表記を再検討すべきでは」とのご意見をいただきました。ご指摘のとおり緑には災害の防止だけでなく、軽減や緩和といった役割も持つことから、本文に「軽減」を追加し、修正しています。

こちらは新旧対照表 7 番で示していますとおり、改訂案 6 ページの上段の⑤の記載内容を修正しています。

続いて 2 1 番、「「防災系統では、「都市・地域の防災性の向上」の役割に着目して、解析・評価をしました。」との事だが、中山間地の防災減災の視点对応の記述がないのはなぜか。」のご意見をいただきました。中山間地域には「保安林」が多く存在しており、これを「⑦自然災害を防止・軽減する緑」として記載しています。図や写真は中山間地域ではなく、市域西側の保安林を例として表記していましたが、保安林を指していることが分かりにくいことから、図の旗揚げや写真を中山間地域のものへ修正しました。こちらは新旧対照表 2 4、2 5 番で示していますとおり、改訂案 4 7 ページの図、4 8 ページの写真⑦を修正しています。

以上が緑の基本計画改訂案の主な変更箇所となります。

最後に、今後のスケジュールについてですが、「緑の基本計画」の改訂を本審議会後の 3 月末を予定しており、その後、山口県への通知等、手続きを経て公表を予定しています。

以上で、周南市緑の基本計画改訂案の説明を終わります。

(会長)

ご説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆さまからご質問等ありましたらお願いします。

(委員)

オープンスペースのことでお聞きします。

徳山駅裏にポートビルが完成し、その屋上についてはオープンスペースということになるかと思いますが、現状は立ち入りが自由にできない状態になっています。

計画の中で身近なオープンスペースの確保やオープンスペースを活かした市街地のイメージアップ等について記載がありますが、オープンスペースとして有効に利活用ができて

いないということは、本計画の趣旨と反するものと思います。

県の建物だが、市から県に有効活用ができるよう、この計画を通して意見ができないものかお聞きしたい。

(会長)

「緑の基本計画」というのは都市緑地法に基づいて、どのように「緑とオープンスペース」を位置付けていくか、というのが主要なテーマとなっています。

いまの中村委員の意見は「施設の中でオープンスペースと呼べるようなものがあるが、これが自由な形で使えるよう開放されていない、こういったものを計画に位置づけるのか」ということを事務局側に質問しているという理解でよいでしょうか。

(委員)

そのとおりです。

(公園花とみどり課長)

本計画による「オープンスペース」は、意見のありました案件とは若干異なり、建物については、屋上緑化に関する事等が計画の中に記載されています。今回のご意見については施設の使い方になり、個別にこの計画の中では記載していません。

(委員)

資料④の3で「オープンスペース」についてご説明で対応可能かと受け止めていましたが、いまの答弁をお聞きしますと対応不可能ということですか。

(会長)

なかなか答えづらいところもあるかと思います。

私自身は市町村が定める緑の基本計画の中では、いま委員がおっしゃったようなことを位置付けて構わないと思っていますが、マスタープランは、どちらかという大きな枠組みを決めるところで、個々の事業は定めにくいものと感じています。緑の基本計画の下に実施計画や公園整備計画があり、その中で位置付けることが通常であるため、意見としては承ったほうがよいと感じていますが、事務局としてはいかがですか。

(事務局)

いま委員が言われたようにポートビルの屋上については、駅の南側で立地条件がよいため、将来的に検討していくことだと感じていますが、いま時点ではそういった公園機能やオープンスペースといえるまでの機能はない状態です。今後、まちづくりを進めていく中

でそういった機能が必要であれば検討していきたいと考えています。

(会長)

オープンスペースという概念は幅広いが、今回「緑とオープンスペース」という括弧書きで表現したことで、そのあたりの概念が整理しやすくなったと感じています。そういう意味で、「緑」から「緑とオープンスペース」という表現に変えたのは、マスタープランである「緑の基本計画」として適切だったと思っています。

また、こういった意見があるほうが、今後、議論を深化させていくうえで大切かと思えます。

今回の審議は、書面により審議いただいた内容について、パブリックコメントを経て、皆さんに確認していただくという内容になっています。ここで「さらなる修正を」というより、いまの意見のように、全体的な話に関わり、将来的にどこまで含めるか、ということを議事として申し送っていくということが必要ではないかと思っています。

(委員)

さらなる修正を求める意見ではないが、理解の点で確認したいことがあるため、あえて発言させていただきます。

「緑」は、自然にある「緑」もあれば、人工的につくっていく「緑」もあると思います。

「公園」といった場合にも、「都市公園」と「自然公園」があるが、これを分けて考えられるという人も少ないと思います。自然公園法で「自然公園」と明確に言った場合は、国立公園・国定公園・県立の自然公園、この3つをいうことになっており、例えば太華山は国立公園、瀬戸内海国立公園第2種特別地域ということで、大変、高い指定を受け、価値のあるものとなっています。

この度、この「緑の基本計画」が公表されれば「緑」をどう整備し、維持し、活用するかということを考えなければならないが、本計画は都市緑地法に基づく計画であり都市計画上位置づけされている「緑」を主体としています。

ただ、自然公園の方向について、周南市の計画として今後、力をいれていくということであれば、これをどう整備するかということを考えなければならないと思います。

いま現在のところ明確にこのことを担当する部署がないと思っており、この度、私が指摘したことで、本計画もかなり修正もしていただきましたが、「今後の整備に生かすように力をいれていく」ということは「周南市としてどういう組織であるべきなのか」ということを課題として認識する必要があると思います。これはまちづくり総合計画で意見すべきことかもしれませんが、あえて意見として言わせていただきました。

(会長)

事務局として、このようなご意見があったということは留め置いていただきたいと思います。今回の意見については、都市緑地法に基づく「緑の基本計画」に位置付けるものと、政策として位置付けるもので考えたときに、政策に関わるが多かったように思えます。ただし太華山のように、緑の基本計画上取り上げている項目については、意見を取り入れ、事務局案の中で修正していこうという経緯がありました。そういう対応をしたというところでご理解をいただければと思います。

また、非常に貴重なご意見だと思います。政策に関わることとなった意見については、今後、公園花とみどり課を通じて総合計画に挙げていく、また、自然公園法の関係する部署に働きかけていく、そして一体的に緑のまちづくりをしていただく、そういうことになるのではないかと考えています。

このことについて事務局からご意見はありますか。

(公園花とみどり課長)

特別補足はございません。

(会長)

緑の基本計画に関しては、パブリックコメントでも件数が多く、委員の皆様からの指摘も多かったです。そういった意味では関心の高い計画だと感じました。

(委員)

書面開催の資料4の22番の項目で、街路樹の管理については、地域住民の協力があって成り立っている部分がある一方で高齢化が進んでおり、70代、80代、90歳近い方が一生懸命ボランティアで実施している状況です。

この項目の市の回答として、特に「市民と一体となった管理の仕組みづくりや、効果的・効率的な維持管理のため、公民連携手法の導入を検討します」とありますが、具体的には、公民連携手法とはどのようなことを検討されていますか。

(会長)

事務局より回答をお願いします。

(公園花とみどり課長)

公民連携につきましては、資料4の24番の項目で、公民連携の具体的なイメージを示してほしいという意見があり、市の考え方として右側欄に記載しております。現行存在する制度であれば、公園愛護会の活動、アドプト制度があり、緑化という意味では、花いっ

ぱい運動やゆめ花博の成果を活かした活動支援事業などがあります。

今後はこれに加えPFIやPPPのような公民連携手法が活用できればと考えています。

(会長)

本日は国・県の道路管理者の方が委員として出席されていることもあるため、こういう問題に対して実際にどうされているのか、ご紹介いただければと思います。

まず、私からの意見として、昨年度、市内の学校と協力し「安全まちづくり学習」というものを実施し、その中で感じたことは、子供は教えればそのことを理解し、自分たちがその一員であるという認識が芽生えることが分かりました。

いまこういった管理には高齢者の割合が多いが、これが徐々に少なくなりつつあります。よりよく運営していくためには多世代でどう関わるかが重要であり、公教育に関わっているのではないかと受け止めています。

(委員)

道路の植樹の管理についてはなかなか厳しい、というのが正直なところがあります。

特にいわゆる植樹樹等の管理については地域の方にボランティアとして取り組んでいただいているのですが、そういった取り組みも高齢化により、行政にお願いしたいという話や、草が繁茂しているから対応してほしいという連絡も毎日のように受けている状況となっています。

その中で持続性のある緑を公共施設にいていく、ということがいかに難しいか、というのは、日々、問題認識をもっています。

(委員)

県で実施している整備事業の内、街路事業になると、地元の市町村と相談しながら将来的な維持管理は市の方をお願いするなど、協力をいただきながら進めている状況です。

大きな植樹は落ち葉の問題もあるが、インターロッキング等が根上りとなり、歩行者がつかずいてしまう等の問題もあると認識しています。

また、管理の対応としては、地元の自治会や沿道の企業にお願いし、「道路愛護ボランティア」ということで、ある一定期間・エリアを区切って管理いただくという施策も講じています。こういった取り組みでは、例えば一般競争の評価の中で、「道路愛護ボランティア」に登録して、活動が認定されれば地域活動のひとつとして評価するということがあります。地域の皆さんにお願いすることは難しいということは分かっています。

引き続き、市と協力しながら検討してまいりたいと考えています。

(会長)

担い手づくり等は難しいところがあり、マスタープランである緑の基本計画に精神として謳っていく必要はあると考えています。

(会長)

様々なご意見をいただきましたが、これ以上の質問がなければ、本件についても確認がとれたということで議事を進めたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(会長)

それでは、報告を受けたということで、続いて次第の5、その他に移らせていただきます。事務局からご説明をお願いします。

(幹事)

それでは、その他として、1件ご報告がございます。

令和元年6月に都市計画決定を行いました「徳山駅前地区市街地再開発事業」の進捗状況について、ご報告します。

徳山駅前地区市街地再開発事業は、令和元年6月に高度利用地区および第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行いました。

その後、令和2年1月に、事業計画認可を取得し、準備組合から法定の組合に移行されました。

令和3年2月には権利変換認可を取得し、先週の3月18日に事業経過報告会を行われたところです。

今後、令和4年春の駅前棟の完成、令和5年秋の全体完成を目指し、順次、工事に入られるものと伺っております。

以上で、徳山駅前地区市街地再開発事業の進捗状況について、ご報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。

徳山駅前地区市街地再開発事業についての進捗状況報告は、私からお願いしました。

11月の時点で解体作業が開始される予定でしたが、コロナの影響もあり予定がずれています。ただ、駅前棟の整備は予定通り進められるということで、大きな遅れがあるという印象はもっていませんでした。報告として承りたいと思います。

(会長)

本日の審議は以上でございます。

その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局に進行を引き継ぎたいと思います。

それでは、お願いします。

(事務局)

委員の皆様、本日はありがとうございました。

この度、ご報告させていただいた「周南市都市計画マスタープラン」と「周南市緑の基本計画」につきましては、山口県への通知等の手続きを経て公表になり、印刷・製本が完了いたしましたら、委員の皆様へ配布させていただきます。

以上をもちまして、第34回周南市都市計画審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

閉会 15時20分